

岩手県 LP ガス価格高騰対策費

中小企業者工業用LP ガス料金支援金（令和7年度実施分）

申請の手引き

令和7年8月

目次

1	中小企業者工業用LP ガス料金支援金（令和7年度実施分）申請要領	1
・ 1	支援金支給の流れ	1
・ 2	支給要件	1
・ 3	実施確認申請書（様式第8号）の提出（新規事業者のみ）	2
・ 4	支援金支給申請書兼請求書（様式第9号）の提出	3
・ 5	申請にあたっての留意点	4
2	LP ガス利用者ガス料金支援金（令和7年度実施分）支給要領（抜粋）	6
3	Q & A	9
4	提出書類（記載例）	10
(1)	実施確認申請書（様式第8号）	10
(2)	支援金支給申請書兼請求書（様式第9号）	14
5	県からの通知書	16
(1)	実施確認承認通知書（様式第10号）、(2) 支援金支給決定通知書（様式第12号）	

申請様式等の掲載場所（岩手県公式ホームページ）

岩手県トップページ > くらし・環境 > 安全・安心 > 防災 >

火薬・ガス・電気工事業・危険物関係 > LPガス価格高騰対策費（令和7年度実施分）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/bosai/kayaku/1088252/index.html>

提出先・問い合わせ先

岩手県復興防災部消防安全課 消防保安担当（岩手県担当課）

郵 送 先：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

T E L：019-629-5151 F A X：019-626-5174

電子メール：aj0010@pref.iwate.jp

1 中小企業者工業用LPガス料金支援金 申請要領

岩手県では、LPガスの価格高騰に対応するため、工業用としてLPガスを使用する中小企業者に対する支援を行うため、令和7年7月から令和7年9月までの購入を対象として、予算の範囲内で支援金を支給します。

支援金を受給するためには申請が必要となるため、本要領を確認の上、申請してください。

1 支援金支給の流れ

(1) 実施確認申請書（様式第8号）の提出

ア 令和5年度又は令和6年度中の購入で支援金の支給を受けている者：提出不要

令和5年4月から9月若しくは令和5年10月から令和6年3月までの購入を対象とした令和5年度事業、又は令和6年10月から令和7年3月までの購入を対象とした令和6年度事業のいずれかで、県から中小企業者工業用LPガス料金支援金実施確認承認通知を受けた者は、実施確認申請書を改めて提出することなく、令和7年7月から令和7年9月までの購入について下記(3)により支援金の支給を申請できます。

イ 令和7年7月から令和7年9月までの購入分から新たに、支援金の支給を受けようとする者

- ・実施確認申請の書類（様式第8号及びその他添付書類）を、県庁消防安全課に郵送又は持参により提出して申請してください。
- ・申請期間は、令和7年8月29日（金）までです。
- ・審査の後、承認の可否を決定し、郵送により書面でお知らせします。

(2) 支援金支給申請書兼請求書（様式第9号）の提出

- ・支援金請求書の書類（様式第9号及びその他添付書類）を、県庁消防安全課に郵送または持参により提出して、申請してください。
- ・申請期間は、令和7年10月20日（月）から11月7日（金）までです。
- ・審査の後、支給決定通知書を発送します。
- ・支給の決定から支払いまでの期間は、審査完了後1か月以内を目安とします。

2 支給要件について

(1) 支給対象者（支給要領第2(1)関係）

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（大企業及びみなし大企業を除く。）のうち、以下の要件全てに該当する者（タクシー事業者を除く。）

ア 県内に本店の登記を行っている法人であること。

イ 県内で工業用としてLPガスを使用し、貯蔵施設を有する者のうち、下記①又は②のいずれかに該当すること。

※ 「工業用としてLPガスを使用」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「保安法」という）の適用を受ける液化石油ガス（LPガス）の使用をいう。

※ 「液化石油ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第1項に規定されるものをいう。

- ① 保安法第5条第1項の許可を受けた者（第一種製造者）のうち、その許可を受けたところに従ってL Pガスを貯蔵し、技術上の基準に従い自ら消費する者
- ② 保安法第16条第1項の許可を受け、又は保安法第17条の2第1項の貯蔵に係る届出を行った貯蔵所でL Pガスを貯蔵し、技術上の基準に従い自ら消費する者
- ウ 中小企業者工業用L Pガス料金支援金実施確認申請書（様式第8号）を提出し、県の確認を受けた者

<（1）の説明>

- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とは、以下に該当する者をいいます。

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種 ※②～④を除く	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

主たる業種（日本標準産業分類 中分類）については、総務省ホームページ「日本標準産業分類（令和5年7月改定）（令和6年4月1日施行）」を参考として記載してください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm

- 貯蔵施設

本支援金においては、L Pガスの消費量が多い工業利用者を対象とすることとしており、県への許可・届出を行う必要がある3 t以上の貯蔵施設を有する者を支給対象としています。

（2）支給額（支給要領第2（2）関係）

令和7年7月から令和7年9月までのL Pガスの購入量に応じ、1 m³あたり40円を支給する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第2条第1号に定める、消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している場合として、液化石油ガスを暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する場合の購入を除く。

3 実施確認申請書（様式第8号）の提出について（新規事業者のみ）

令和7年7月から令和7年9月分までの工業用の購入について支援金の支給を受けようとする者は、本事業の対象者として支援金の支給を受けることについて、県の確認を受ける申請を行う必要があります。

ただし、令和5年度事業又は令和6年度事業で、県から中小企業者工業用L Pガス料金支援金実施確認承認通知を受けた者は、実施確認申請書を改めて提出することなく、支援

金支給申請書兼請求書（様式第9号）の提出ができます。

（1）申請期限

令和7年8月29日（金）16時30分 必着

（2）申請方法

以下WEBサイトの書類をダウンロード等し、郵送又は持参等によりご提出ください。

ア WEBサイト：岩手県公式ホームページ

岩手県トップページ > くらし・環境 > 安全・安心 > 防災 >

火災・ガス・電気工事・危険物関係 >

LPガス価格高騰対策費（令和7年度実施分）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/bosai/kayaku/1088252/index.html>

イ 提出先

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県復興防災部消防安全課 消防保安担当

電話：019-629-5151（平日午前8時30分から午後5時まで）

（3）提出書類 ※記載例：10ページ

番号	提出書類名
01	中小企業者工業用LPガス料金支援金実施確認申請書（様式第8号）
02	貯蔵施設の許可書又は届出書の写し
03	法人の履歴事項全部証明書の写し
04	振込先口座の通帳の見開きの写し

（4）審査方法及び審査結果の通知

県において、中小事業者が2（1）の支給対象者の要件等を満たしているか審査を行います。

審査内容についてはお答えしかねますので、ご了承ください。

実施確認の承認は、県からの通知にてお知らせします。

4 支援金支給申請書兼請求書（様式第9号）の提出について

（1）申請期間

令和7年10月20日（月）から11月7日（金）まで

※ 令和7年7月分から令和7年9月分までの金額が確定した後に提出してください。

納品書や請求書の確認を行い、支給決定について通知します。

支給決定通知後の支援金の振込は、LPガス価格高騰対策費事業の事務局を県から委託している、株式会社JTB盛岡支店から行います。

(2) 提出先

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県復興防災部消防安全課 消防保安担当

電話：019-629-5151 （平日午前8時30分から午後5時まで）

(3) 提出書類 ※記載例：14ページ

番号	提出書類名
01	中小企業者工業用LPガス料金支援金支給申請書兼請求書（様式第9号）
02	工業用に係る購入量、及び販売用に係る使用量が記載された納品書及び請求書の写し

なお、提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、事業者用として手元に控えを1部ご用意ください。

5 申請にあたっての留意点

(1) 本事業関係の書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

中小事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を支援金を受けた日が属する年度の終了後5年間（令和12年度末まで）、岩手県からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

また、国の地方創生臨時交付金を事業の財源としており、会計検査院等による実地検査の対象になりますので、支援金を受けた者の義務として応じなければなりません。検査等の結果、仮に、支援金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

(2) 中小企業者は、LPガス利用者ガス料金支援金（令和7年度実施分）支給要領を遵守するとともに、本申請手続に記載のない細部については、岩手県からの指示に従うものとします。

実施状況を確認するため、県が電話連絡や訪問を実施することがあります。また、偽りその他不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合には、県において、支援金の受給者に対し、必要に応じて現地調査等を実施します。

(3) 不正の防止及び反社会的勢力の排除

支援金の実施確認申請において、以下ア、イを宣誓いただきます。

本事業の申請内容に虚偽がある場合や宣誓に違反した場合、不正受給が確認された場合は、支給決定取消となるだけでなく、支援金を支給済みの場合、加算金を課した上で当該支援金の返還を求めることがあります。

ア 不正の防止

架空の申請や水増し報告等の不正請求※等については、厳正に対処します。

※参考：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行う又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

イ 反社会的勢力の排除

本支援金の支給を受けるにあたり、反社会的勢力※の関与、参画その他如何なる形式の影響力の行使について、排除しなければなりません。

※参考：反社会勢力について 以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他前各号に準ずる者

2 L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 7 年度実施分）

支給要領（抜粋）

（趣旨）

第 1 L P ガスの価格高騰に対応するため、一般消費者等が使用する L P ガス料金の値引を行う小売事業者及び工業用として L P ガスを使用する中小企業者に対する令和 6 年度分の支援として、L P ガス利用者ガス料金支援金を予算の範囲内において支給することとし、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により必要な事項を定める。

（支援金の支給対象者及び支給額）

第 2 支援金の支給対象者及び支給額は、以下のとおりである。

（1） 支給対象者

ア [略]

イ 中小企業者工業用 L P ガス料金支援金

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（大企業及びみなし大企業を除く。）のうち、以下の要件全てに該当する者（タクシー事業者を除く。）

（ア） 県内に本店の登記を行っている法人であること。

（イ） 県内で工業用として L P ガスを使用し、貯蔵施設を有する者のうち、下記①又は②のいずれかに該当すること。

※ 「工業用として L P ガスを使用」とは、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「保安法」という）の適用を受ける液化石油ガス（L P ガス）の使用をいう。

※ 「液化石油ガス」とは、液化石油ガス法第 2 条第 1 項に規定されるものをいう。

① 保安法第 5 条第 1 項の許可を受けた者（第一種製造者）のうち、その許可を受けたところに従って L P ガスを貯蔵し、技術上の基準に従い自ら消費する者

② 保安法第 16 条第 1 項の許可を受け、又は保安法第 17 条の 2 第 1 項の貯蔵に係る届出を行った貯蔵所で L P ガスを貯蔵し、技術上の基準に従い自ら消費する者

（ウ） 中小企業者工業用 L P ガス料金支援金実施確認申請書（様式第 8 号）を提出し、県の確認を受けた者

ただし、L P ガス利用者ガス料金支援金支給要領（令和 5 年 8 月 2 日制定）第 4 第 1 項、L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 5 年度追加実施分）支給要領（令和 5 年 12 月 20 日制定）第 4 第 1 項又は L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 7 年度実施分）支給要領（令和 6 年 12 月 23 日制定）第 4 第 1 項に定める中小企業者工業用 L P ガス料金支援金実施確認承認通知書を受けた者は、本支援金において県の確認を受けた者とみなす。

（2） 支給額の算定

ア・イ [略]

ウ 中小企業者工業用ＬＰガス料金支援金

令和７年７月から令和７年９月までのＬＰガスの購入量に応じ、１ｍ^３当たり４０円を支給する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和４３年政令第１４号）第２条第１号に定める、消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している場合として、液化石油ガスを暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する場合の購入を除く。

２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる中小企業者については支援金の支給対象外とする。

- （１） 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者であること。
- （２） 上記のほか、本支援金の目的に照らして適当でないと知事が認めた中小企業者

（支給申請）

第３ 支援金の支給を受けようとする者は、別表第１に定める期日までに同表に定める書類を、知事に提出するものとする。

（実施の確認及び支給の決定）

第４ 知事は、第３の規定による中小企業者工業用ＬＰガス料金支援金実施確認申請書（様式第８号）の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、中小企業者工業用ＬＰガス料金支援金実施確認承認通知書（様式第１０号）により、当該申請をした者（以下「確認申請者」という。）にその旨を通知するものとする。

２ 知事は、前項の規定による実施確認申請を承認しないことと決定したときは、その旨を中小企業者工業用ＬＰガス料金支援金実施確認不承認通知書（様式第１１号）により確認申請者に通知するものとする。

３ 知事は、第３の規定による中小企業者工業用ＬＰガス料金支援金支給申請書兼請求書（様式第９号）の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、中小企業者工業用ＬＰガス料金支援金支援金支給決定通知書（様式第１２号）により、当該申請をした者（以下「支給申請者」という。）にその旨を通知するとともに、支援金を支給するものとする。

４ 知事は、支援金を支給しないことと決定したときは、その旨を中小企業者工業用ＬＰガス料金支援金不支給決定通知書（様式第１３号）により支給申請者に通知するものとする。

５ 〔略〕

６ 第３の規定による支援金の支給を受けようとする者のうち、ＬＰガス利用者ガス料金支援金支給要領（令和５年８月２日制定）第４第１項、ＬＰガス利用者ガス料金支援金（令和５年度追加実施分）支給要領（令和５年１２月２０日制定）第４第１項又はＬＰガス利用者ガス料金支援金（令和７年度実施分）支給要領（令和６年１２月２３日制定）第４第１項に定める中小企業者工業用ＬＰガス料金支援金実施確認承認通知を受けた者は、本支給要領第４第１項に定める中小企業者工業用ＬＰガス料金支援金実施確認承認通知書（様式第１０号）による通知を受けた者とみなす。

7 知事は、支援金の支給に当たっては、支援金の支給の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(概算払請求)

第5 [略]

(申請書類の保管)

第6 申請者は、支援金の支給後においても、支給申請書類及びその証拠書類等を5年間保存し、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。

(調査等)

第7 知事は、支援金の支給に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(支給決定の取消)

第8 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の支給決定を受けたとき。
- (2) 支援金の支給決定の条件又はこの要領の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が不相当と認める事由が生じたとき。

(返還)

第9 知事は第8の規定による支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて当該支援金を返還させるものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、支援金の支給に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月4日から施行する。

別表第1 (第3関係)

(1) [略]

(2) 中小企業者工業用LPガス料金支援金

提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
1 中小企業者工業用LPガス料金支援金実施確認申請書	様式第8号	1部	令和7年8月29日(金)
2 中小企業者工業用LPガス料金支援金支給申請書兼請求書	様式第9号	1部	令和7年11月7日(金)
3 その他知事が必要と認める書類		1部	別に定める

3 中小企業者工業用L P ガス料金支援金 Q & A

【支援金の対象となる購入・使用】

Q 1 岩手県に本社があるため申請条件を満たすが、岩手県外の工場での使用に係る購入量は支援金の対象に含まれるか。

A 1 岩手県外の工場での使用に係る購入量は支援金の対象外です。

Q 2 高圧ガス保安法に係る許可・届出を行う必要がある3トン以上の貯蔵施設以外に、3トン未満の貯槽等を有しL P ガスを使用（消費）しているが、支援対象に含まれるか。

A 2 岩手県への許可・届出対象となっている3トン以上の貯蔵施設での使用に係るL P ガスの購入量に限り、支援金の対象となります。

【支援対象期間】

Q 3 L P ガスの購入について令和7年9月30日に注文したが、10月10日に納品された場合、購入量に含めることができるか。

A 3 含めることはできません。注文のみではなく、令和7年7月1日から令和7年9月30日までの間に納品された分の購入量が対象となります。

Q 4 令和7年7月から令和7年9月までの工業用に係る使用量について支援するとされているが、9月に購入したL P ガスが、9月中に消費されなくても良いのか。

A 4 支障ありません。令和7年7月から令和7年9月までの購入量をその期間の消費量とみなして、販売用に係る使用量を差し引いたうえで、支援するものです。

ただし、令和7年7月及び8月の購入量と比べ、9月の購入量が明らかに過大となっているような場合は、状況を確認する場合があります。

【その他】

Q 5 支援額1 m³あたり40円は、消費税を含む金額か、含まない金額か。

A 5 1 m³あたり40円は、消費税を含まない金額です。

4 提出書類（記載例）

様式第 8 号

L P ガスの貯蔵施設を複数有する場合は、貯蔵施設ごとに 1 枚の申請書を作成してください。

令和 7 年 8 月 31 日

岩手県知事 様

記入部分を、ゴシック体で記載しています。

令和 7 年 7 月に購入（納品）した数量を記入してください。（7 月の請求書に記載された 6 月分の購入量ではありません。）

申請者 住所 盛岡市内丸 10 番 1 号
氏名 株式会社内丸工業
代表取締役社長 県北太郎

中小企業者工業用 L P ガス料金支援金実施確認申請書

中小企業者工業用 L P ガス料金支援金（令和 7 年度実施分）の支給を受けたいので、L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 7 年度実施分）支給要領に従うことを承知の上、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 令和 7 年 7 月から令和 7 年 9 月までの使用見込数量

	A L P ガス購入量 (m^3)	B 販売用等 工業用以外 の使用量 (m^3)	C 工業用に係 る使用量 (A - B) (m^3)	(参考) D 購入単価 (円 / m^3)	(参考) C × D 工業用に係 る購入額
7 月	5,000	0	5,000	115	575,000
8 月	4,500	0	4,500	120	540,000
9 月	5,000	0	5,000	118	590,000
合計	14,500	0	(C) 14,500 m^3		

※ 令和 7 年 7 月は実績、令和 7 年 8 月から 9 月までは見込により記入すること。1 m^3 未満の端数は、月ごとに切り捨てること。

支援金の支給見込額は、以下の算式になること。

「C 工業用に係る使用量の合計 (m^3)」×「1 m^3 あたり 40 円」

2 貯蔵施設の許可・届出の状況

(1) 事業所名	内丸工業 一関工場
(2) 貯蔵所所在地	一関市竹山町 7 番 5 号
(3) 許可(届出)年月日	平成 13 年 3 月 1 日
(4) 高圧ガスの種類	液化石油ガス

<提出書類の例>

- ・高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の製造許可書
- ・高圧ガス保安法第 16 条の第一種貯蔵所の設置許可書
- ・高圧ガス保安法第 17 条の 2 第 1 項に基づく第二種貯蔵所設置届の受理通知

※ 許可書又は届出書の写しを添付すること。

3 購入したLPガスの工業用に係る用途

部品の製造に係る加熱炉の燃焼用

4 申請者の状況について

本店所在地の市町村名	盛岡市		
主たる業種（日本標準産業分類 中分類）	金属製品製造業		
資本金の額 又は出資の総額	35,000 万円	常時使用する 従業員数	250 人

※法人の履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

5 誓約事項、同意事項に関する確認

※内容を確認のうえ、同意する場合、下記枠内にチェック☑を入れ提出すること

別記1 不正な支援金の支給の申請防止に係る誓約事項

内容を確認しました。同意します。☑

別記2 反社会的勢力排除に係る誓約事項

内容を確認しました。同意します。☑

チェックを
入れてくだ
さい。

6 振込先（本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。）

金融機関名	内丸銀行			本・支店名	県庁 本店 支店 出張所		
口座種別	普通預金			当座預金			
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
(フリガナ)	カ) ウチマルコウギョウ						
届出名義	株式会社内丸工業						

7 連絡担当者

氏 名	沿岸次郎		
電話番号	019-651-3111	ファックス番号	019-629-5174
メールアドレス	AJ0010@pref.iwate.jp		

- ・別記1～2も提出願います。
- ・併せて、振込先口座の通帳の見開きの写しを提出願います。
※口座名義・番号を確認するため

別記 1

不正な支援金の支給の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、支援金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当事業所は、受託者の求めに応じ、帳票等の提出に協力します。
- (2) 当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性があるとして県が判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当事業所は、上記に該当する他、不正な支援金申請及び受給が発生しないよう、県及び受託先の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※等を行いません。

※不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律第 45 号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

以上

別記 2

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当事業所は、支援金の支給の申請をするに当たって、また、支援金の受給後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不

正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

(7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)

(8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること

ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること

ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

以上

令和 7 年 11 月 6 日

岩手県知事 様

請求者 住所 盛岡市内丸 10 番 1 号
 氏名 株式会社内丸工業
 代表取締役社長 県北太郎

中小企業者工業用LPガス料金支援金支給申請書兼請求書

中小企業者工業用LPガス料金支援金（令和7年度実施分）の支給を受けたいので、LPガス利用者ガス料金支援金（令和7年度実施分）支給要領に従うことを承知の上、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 申請額兼請求額

金 572,000 円

※ 申請額兼請求額は、下記の算式になること。

「C工業用に係る使用量の合計 (m³)」×「1 m³あたり 40 円」1 m³未満の端数は、月ごとに切り捨てること。

2 令和7年7月から令和7年9月の使用実績数量

	A LPガス購入量 (m ³)	B 販売用等 工業用以外 の使用量 (m ³)	C 工業用に係 る使用量 (A - B) (m ³)	(参考) D 購入単価 (円 / m ³)	A × D 工業用に係 る購入額
7 月	5,000	0	5,000	115	575,000
8 月	4,500	0	4,500	120	540,000
9 月	4,800	0	4,800	118	566,400
合計	14,300	0	(C) 14,300m ³		

※ A LPガス購入量、及びB販売用等工業用以外の使用量については、納品書及び請求書の写しを添付すること。

※工業用に係る購入量、販売用に係る使用量を確認するため、納品書・請求書以外の書類の提出を求めることがありますので、予めご了承ください。

3 振込先（本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。）

金融機関名	内丸銀行			本・支店名		県庁		本店 支店 出張所
口座種別	普通預金			当座預金				
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
(フリガナ)	カ) ウチマルコウギョウ							
届出名義	株式会社内丸工業							

4 連絡担当者

氏名	沿岸次郎		
電話番号	019-651-3111	ファックス番号	019-629-5174
メールアドレス	AJ0010@pref.iwate.jp		

※ 購入量の単位が m^3 以外の場合は、以下で換算し、 m^3 で記載して提出すること。

購入量の単位		換算係数		工業用に係る購入量 (m^3)
(キログラム)	×	0.458	=	m^3
(リットル)	×	0.243	=	m^3

5 県からの通知書

様式第 10 号

消 安 第 号
令和 年 月 日

(申請中小企業者) 様

岩手県知事

中小企業者工業用 L P ガス料金支援金実施確認承認通知書

令和 7 年 8 月 3 1 日付けで申請があった標記について、下記のとおり承認しましたので、L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 7 年度実施分）支給要領第 4 第 1 項の規定により通知します。

記

1 対象となる貯蔵施設

事業所名	貯蔵所所在地
内丸工業 一関工場	一関市竹山町 7 番 5 号

(A 4)

様式第 12 号

消 安 第 号
令和 年 月 日

(申請中小企業者) 様

岩手県知事

中小企業者工業用 L P ガス料金支援金支給決定通知書

令和 7 年 1 1 月 6 日付けで申請があった標記支援金（令和 7 年度実施分）について、下記のとおり支給を決定したので、L P ガス利用者ガス料金支援金（令和 7 年度実施分）支給要領第 4 第 3 項の規定により通知します。

記

1 対象となる貯蔵施設

事業所名	貯蔵所所在地
内丸工業 一関工場	一関市竹山町 7 番 5 号

2 支給決定額（令和 7 年度実施分）

金 5 7 2 , 0 0 0 円

(A 4)

